

東京都子供・子育て会議 計画策定・推進部会（第8回）

平成27年2月10日（火曜日）

東京都庁第一本庁舎 北側42階 特別会議室A

午後 7時00分開会

○計画課長 定刻となりましたので、ただいまから東京都子供・子育て会議第8回計画策定・推進部会を開催いたします。

本日は、皆様、お忙しい中、また夜遅くにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、本部会の事務局を務めます、福祉保健局少子社会対策部計画課長の花本と申します。失礼いたしまして着席させていただきます。

まず最初に、お手元の配付資料をご確認いただければと思います。

資料の1枚目に、配付資料の一覧を記載しております。資料の1番～12番までと、あと参考資料をご用意しております。また、事前に事務局から送付した資料について、入谷委員、駒崎委員からの意見書が提出されておりますので、あわせてお配りしております。

資料の不足等がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。大丈夫でしょうか。

続きまして、委員のご紹介ですけれども、資料1の委員名簿の配付をもってかえさせていただきます。

それから、本日の出欠状況ですが、入谷委員、佐藤委員、清水委員は、所用によりご欠席でございます。それから、駒崎委員、小山委員、榊原委員は、遅れて到着することでございます。

また、東京都私立幼稚園連合会の内野様、それから、奥多摩町福祉保健課の太田係長が、オブザーバーとして本日も出席いただいております。

部会委員25名中、19名のご出席をいただいております。定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

次に、東京都の出席者でございますが、資料2の事務局名簿と座席表の配付をもって紹介にかえさせていただきます。

続きまして、資料3をご覧ください。計画策定・推進部会の第1回～第7回までにいただいたご意見を検討事項別に取りまとめております。

本日は、これまで委員の皆様からいただきました意見を踏まえて作成した「東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）」の素案についてご議論いただきますので、適宜ご参照ください。

それから、お手元の資料の最後に参考といたしまして、東京都が先月発表いたしまし

た平成27年度予算案のうち、子供・子育て支援の主要事業に関する資料を添付しております。今月、18日に開会される第一回都議会定例会に提案されることとなっております。

それから、なお、本会議は公開で行いまして、配付資料や議事録については、後日、都のホームページに掲載しますことを申し添えます。

この後、議事に入りますが、ムービー、スチールとも、それから、カメラ撮影についてはここまでとさせていただきます。カメラマンの方はご退出をお願いいたします。

それでは、この後の議事進行は、柏女部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○柏女部会長 それでは改めまして、皆さん、こんばんは。年度末のお忙しいところ、また、遅い時間にお集まりをいただきまして、本当にありがとうございました。

今、事務局のほうからお話がありましたとおり、今回は全体像が見えております。その素案が出されておりますので、それについてのご議論をいただくこととなります。

先月、子ども・子育て支援法の施行期日が本年4月1日というふうに告示をされました。そして、その結果、子ども・子育て支援制度の新たな制度のスタートまで、あと1カ月余りというふうになりました。ついこの間、国の子ども・子育て会議が開かれましたけれども、そこで新年度予算案に基づく公定価格も公表されまして、その議論も行われ、そして、国のほうでのいわば子ども・子育て会議への諮問事項は、これで制度創設開始までほぼ全て終わったというふうに言えるかと思えます。

都の計画についても策定に向けて、いよいよ大詰め of 段階を迎えているというふうに言えるかと思えます。

今日は、次世代育成支援の東京都の行動計画、この後期の行動計画の進捗状況について事務局よりご報告があります。その後、これまでの都の取組、あるいは、この会議での議論も踏まえた都の新たな計画の素案について検討していきたいというふうに思います。

皆様方から、この間、たくさんご意見もいただきました。それについてこの素案の中に生かされているものもあれば、生かされていないものもあるかと思えます。また、別の形で取り上げられていたり、あるいは、一部取り上げられているといったような、様々なタイプのものがあるかと思えます。そうしたところについても、ご意見をいただければというふうに思っております。

それでは、事務局から、報告事項と検討事項一つずつありますけれども、それを続けて資料の説明をお願いをし、そして、一括して議論をするという形にさせていただきたいと思います。それでは、どうぞよろしくお願いたします。

○計画課長 それでは、まず最初に、報告事項になりますが、次世代育成支援東京都行動計画（後期）の進捗状況についてご報告させていただきます。

お手元の資料は、資料4、5、6、7、8になりますので、ご用意をお願いいたします。

まず最初に、資料4をご覧くださいませいんですけれども、次世代育成支援東京都行動計画（後期）についてということで、A4横書きのペーパーがありますが、次世代育成支援東京都行動計画は、平成15年7月に制定された次世代法に基づき、22年4月に策定した計画でして、今年度26年度までの5カ年の計画となっております。

左側に策定の趣旨が書いてありますけれども、次代を担う子供たちが健やかに生まれかつ育成される社会の形成を目指し、右側に書いてある、この五つの目標のもとに229の事業が掲げられておりまして、今は5年目となっております。

この計画につきましては、2の「計画の進行管理」のところをご覧くださいませいんですが、毎年度1回、個別事業の進捗状況の調査を行い、その結果を学識経験者等で構成する次世代育成支援計画懇談会、これは資料5に設置要綱を載せてありますけれども、こちらの懇談会のほうに報告して意見を求めています。

次の資料6は、先日、1月26日ですけれども、進捗実施状況ということでプレス発表したものでございます。25年度の実績を取りまとめたものでして、ここに書いてありますように、通常保育事業、一時預かり事業と概ね順調に実績が伸びておりまして、引き続き、最終年度、26年度の目標達成に向けて取組を強化していくということで記載しております。

この次世代計画につきましては、行動計画の策定指針によりまして、個別事業の評価に加えまして、個別事業を束ねた施策レベル、いわゆる、目標ごと、もしくは、計画全体についての評価を実施するということが求められております。

資料7は、次世代育成支援東京都行動計画（後期）の評価・分析ということで、こちらは懇談会に出した資料になっておりますけれども、左側に三つの課題を記載してあります。社会人として自立できない若者の増加、子育てに関する不安感や負担感、核家族化等による子育て家庭の孤立化、こうした課題があり、最終的にはこの右側にあります、

この「三つの理念」に掲げた内容を実現するというのが長期的な到達点、あるべき姿となっています。これに向けて短期的には「五つの目標」を達成するため、いろんな事業取組を進めています。具体的には、このインプット「13の重点的取組」ということで書いてありますけれども、これらの事業を実施しています。

アウトプットのところに書いてありますのは、評価指標でして、その重点的な事業の取組の評価を行うときの指標として使っております。

めくっていただきますと、2ページ以降に、それぞれの目標ごとに、どういう取組をして実績はどうだったかということが書いてあります。

一つ一つ説明する時間はないので、一番最後のところを見ていただきたいんですけども、最終的なところに、今回のこの次世代育成支援東京都行動計画の評価・分析として、まだ最終年度、今年度なので、途中ですけれども、一番下の箱のところに書いてありますように、評価結果の総括と今後の課題ということで、計画全体の評価指標については、子育てに対する意識や就業状況、出生数に至るまで概ね向上している。しかしながら、まだ課題はあるということで、今後、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進などにより、子育てを両立できる環境を整備していく必要がある。それから、虐待相談対応件数は増加しているので、困難な状況にある子供を対象とした更なる取組の強化も求められている。こういった課題については、この懇談会の中で、新たな計画の策定に際し、前提としていくということで意見をいただいております。

実際の懇談会での意見ですけれども、資料8のほうに、11月に行った懇談会の意見をまとめたものがありますので、お時間のあるときにご覧いただければと思います。主だったものをご紹介しますと、評価については、「量的な評価も必要だけれども、質的な評価も進めなくてはいけない」ですとか、「新制度に移行するにあたり、東京都の役割を明確にしていくべき、区市町村をバックアップしていかなければいけない」など、いろいろ意見をいただきました。

懇談会におけるこうしたご意見につきましては、本日お示ししました計画素案にも反映しているところでございます。

簡単ですけれども、以上が次世代の行動計画の報告となります。

続きまして、本日の検討事項になります、東京都子供・子育て支援事業支援計画（素案）についてご説明をさせていただきます。資料は、9番、10番、11番になります。

左側に計画の概要ということで記載しております。繰り返しになりますが、この計画

は主に産前、乳幼児期から学童期までを対象とした子供・子育てに関する総合計画として策定しております。

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画であり、かつ、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画であるということで、一体的に策定しております。ですので、次世代計画で対象としていた中学・高校生以上の年齢児も、この計画の対象としておりますので、幅広い計画となっております。

計画期間は、平成27年度～平成31年度の5カ年となっております。

計画のポイントですけれども、幼児教育・保育にまたがる初めての計画ということと、認定こども園の普及と書いてありますが、これは国の指針に基づきまして、認定こども園の普及にかかわる基本的な考え方を記載するということになっておりますので、それも記載しております。

それから、待機児童解消の目標年次を設定ということで、平成29年度末に待機児童ゼロを目指しております。

それから、ここが区市町村の計画じゃなくて、都道府県計画にある特徴的なところですが、子ども・子育て支援を担う人材の確保と資質の向上に向けた取組、こちらをこの東京都の計画には位置づけております。

それから、(5)で点検・評価とありますが、この計画につきましては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加えまして、計画全体、それから、後ほど説明します目標ごとの成果(アウトカム)についても点検・評価をいたします。次世代の後期計画でも実施してはいたしましたが、新しい計画においても点検・評価をしていきたいと考えております。

点検・評価を開かれた過程で行うため、毎年度1回、この東京都子供・子育て会議に進捗状況を報告し、意見を求め、その結果をもとにホームページ等で公表したいと考えております。

それから、5カ年の計画なんですけれども、計画期間の中間年である平成29年度は、ちょうど待機児童ゼロを目指す年なんですけれども、必要に応じて計画の見直しも行っていきたいと考えております。

それから、下に計画の理念、三つ載せておりますが、これは後ほど本文でもご説明しますので、先に飛ばさせていただきます、目標と主な取組ということで右側に載せております。

目標は五つ掲げておりました、1番、2番、3番は、子供のライフステージに応じた目標になっております。

それから、4番、5番は、子供の年齢にかかわらず共通的な項目として整理しております。これも後ほど、本文のところで説明したいと思います。

策定スケジュールですけれども、本日、子供・子育て会議、こちらの部会で、委員の皆様のご意見をいただき、その後、明日休みですけれども、その休み明けの2月12日から2週間、パブリックコメントを実施いたしまして、都民の方の意見を広くいただきながら、適宜必要に応じて修正等を加え、3月の下旬、今のところ3月26日に子供・子育て会議の全体会を開くことを予定しておりますが、そこで最終的に委員の皆様にお示しをして、3月末に計画策定決定という形にしたいと思っております。

続きまして、資料10になりますけれども、本文に行く前に、まず、この構成についてご説明をさせていただきます。

一番初めに、「計画の策定に当たって」ということで、この部分にこの計画策定の趣旨や計画の性格、期間、それから、子ども・子育て支援新制度ということで、新しく制度が始まりますので、都民の方が見てもわかるように新制度の解説を載せております。

それから、「6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策」ということで、こちら国の指針で都道府県計画に書き込むようになっていたものですが、この考え方をここで述べております。

それから、1章のところ、「計画の目指すもの」ということで、計画の基本的な考え方、それから、計画の「理念」・「目標」・「視点」について記載しております。

そして、2章において、「東京の子供と家庭をめぐる状況」において、まず1番目に「東京の子供と子育て家庭をめぐる状況」を置き、いろんなデータをもとにその状況を俯瞰します。

2番目として、「子供・子育て支援の状況」ということで、これまでの都の子供・子育て支援の取組ですとか、その結果どういう課題が今あるかということについても触れておりました、2章を分けております。

そして、それをもとに3章のところ、「子供・子育て支援施策の具体的な展開」ということで、今後の目標ごとの取り組みの方向性、それに連なるいろいろな新規も含めた事業について記載しております。

そして、4章ですけれども、「子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上」と

ということで、先ほども都道府県計画に特徴的なものということで、人の確保、それから、資質の向上というふうにお話ししましたけれども、東京都の計画においては、この3章のところにも人の確保を入れ込むんですけれども、4章で、特にこれは都道府県計画として重要なので特出しをしまして、1～10のそれぞれの項目ごとに、担い手の確保、資質の向上についての取組の方向性について書いております。

そして、第5章で、「子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて」ということで、東京都、区市町村、事業主、地域社会・都民の役割を明記した後に、計画の推進体制、今後の進捗状況の評価・公表、目標を掲げている取組一覧表、それから、資料編というような構成にしております。

それでは、お手元の資料11、計画（素案）についてご説明させていただきます。

目次の後に、「計画の策定に当たって」、1ページですけれども載っています。

2ページに計画策定の趣旨というふうにあります。こちらは平成15年7月に次世代法が制定されて、その後、東京都が前期計画、後期計画をつくり、いろんな取組を進めてきたことを述べて、国の「子ども・子育て関連3法」の成立や、新制度の施行を踏まえて、新たにこの計画を策定するというような流れを述べております。

4ページのところに、この計画の性格といたしまして、東京都には昨年12月に発表した「東京都長期ビジョン」という、今後10年間で実現を目指す約360の政策目標を掲げた都政の羅針盤と言われているビジョンがありますけれども、それとも整合性を図りつつ、かつ、都の関連計画、例えば東京都教育ビジョンですとか、子供・若者計画ですとか、ひとり親計画ですとか、そういったものとも整合性を図り、かつ、区市町村が策定する計画とも調整を図りつつ策定するというように述べております。

5ページには、計画の期間と計画の構成について記載しておりまして、6ページ以降は、子ども・子育て支援新制度の解説ということで、都民の方がご覧になってもわかるような書きぶりで書いております。

それから、9ページのところですけれども、「都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策」、都道府県計画において定めることとされているものですけれども、ここに記載しております。まず10ページのところですけれども、都における区域設定の考え方と、網かけになっているこの黒いところですけれども、これは10月の子供・子育て会議でも説明済みなので詳しくお話ししませんが、それぞれ1号認定、2号、3号認定、それから、地域子ども・子育て支援事業、それぞれごとに都においては、区



域設定をこういう考え方のもとに設定するということで書いております。

それから、11ページのところには、同じくこの会議でももうご説明済みですけれども、都における量の見込みと確保方策についての考え方ということで、東京都においては、区市町村における量の見込みや確保方策を集計したものを基本としますが、29年度末までに待機児童を解消するように、それを達成するために必要な支援策を講じていきます。地域子ども・子育て支援事業については、これは国の指針において都道府県計画には記載が求められていないんですけれども、東京都としましては、この13事業も重要であり、区市町村の計画の集計値を参考としつつ、必要に応じて計画に目標を盛り込むこととしております。

それから、その下には、認定こども園の需給調整についての考え方を示しております。

第1章に先立つ「計画の策定に当たって」が以上のようなものです。

13ページ以降が第1章になりますけれども、ここも計画のまず基本的な考え方を述べた後、16ページ以降、ちょっとこれは詳しく説明させていただきますが、計画の「理念」・「目標」・「視点」について記載しております。

この計画は、次世代の後期計画における理念ですとか、目標ですとか、施策推進の視点を基本的に引き継いでおります。引き継いだ上で、これまで次世代の計画10年間ありますけれども、これまでいろんな取り組みをやってきましたので、それをさらに発展させていくという観点から見直しを行いまして、「理念」・「目標」・「視点」を設定しております。

この理念ですけれども、ここは大きく変わるところではありませんが、1番の、「すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、次代の後継者として自立する環境を整備・充実する」については、次世代の計画のときには「整える」としていたところが、10年たって取組が進んできましたので、「整備・充実する」というように変えております。

2番目と3番目の理念については、次世代のときと変えておりません。引き続き、この理念でやっていきたいと考えております。

それから、基本理念、この三つの理念の実現に向けて取り組む方向性を明らかにする目標ということで、先ほどお示ししましたけれども、五つの目標を掲げております。

この計画の推進にあたって留意すべき事項ということで、五つの視点が下に載っています。

「理念」・「目標」・「視点」というのは、こういうような関係になっております。

17ページ以降にそれぞれの考え方を述べていますけれども、まず、17ページには三つの理念ということで、一つ目は、子供自身に焦点をあてた理念ということで載せております。

この子供・子育て会議の中でも委員の方々から、すべての子供に成長や発達ができる環境を社会として保障していくことがわかるようにと、そういったご意見もいただきましたので、それを踏まえて、理念1のこの下の文章の5行目に、「すべての子供たちが生まれ育った環境に左右されず」というような文言を加えております。

それから、理念の2番ですけれども、こちら委員のほうから、安心して子供を産み育てるという核の部分の家庭に目が向けられるよう、ワーク・ライフ・バランスを重視していく必要があるという、そういう意見をいただきましたので、子供・子育て支援施策の充実やワーク・ライフ・バランスの推進などにより、安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現に向けて取り組んでいくということで記載させていただいております。

それから、理念の3のところ、社会全体で子供と子育て家庭を支援するとありますが、こちら委員の方々から、子育ての第一義的責任は家庭なんだけれども、それができない場合もあるので、社会全体で応援していくことが必要ですよという意見もありましたので、ここに書きましたように、子育ての第一義的な責任は父母等の保護者にありますが、同時に、次代を担う人材の育成は、社会全体の責務であり、様々な環境の下で育つ子供たちが等しく育まれるようにしていかなければなりませんということで、委員の皆様の見解も踏まえながら、考え方を整理しております。

それから、18ページに五つの目標、この先ほどの三つの理念を実現するための五つの目標ということで設定しておりますが、目標①番、②番、③番は、先ほど子供のライフステージに応じた目標というふうにお話ししましたが、この①番につきましては、生まれる前から5歳までということで、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくりを目標に掲げております。こちら委員の中から、切れ目ない支援が必要というご意見をいただきまして、この目標に反映させております。

それから、目標②は、乳幼児期における教育・保育の充実ということで、こちら0歳～5歳を対象としたものになっております。乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるような必要な支援を行っていくということで挙げております。

それから、目標③は、これは6歳～18歳を対象としています。子供の成長段階に応じた支援の充実ということで、学童、小学生の放課後の居場所づくりなども含めたものとなっております。

19ページが目標④と⑤になっておりますけれども、こちらは子供の年齢によらない、すべての年齢に共通する項目ですけれども、④番としましては、特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実ということで、虐待など、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えており、そういった様々な環境の下で育つ子供が、地域社会の中で生まれ、必要な支援を受けられるようにということで、取組を進めていくと目標を掲げております。

それから、最後の目標⑤なんですけれども、こちらについては基盤の整備ということで、すべての目標の一番土台となるものということで、仕事と家庭生活の両立の実現、ワーク・ライフ・バランスですとか、子供の安全・安心の確保、それから、バリアフリー・ユニバーサルデザインということで、子育てしやすい環境などの基盤の整備、これも目標として掲げております。

20ページに、こういった目標の達成に向けて計画を推進するにあたって、特に留意すべき視点としてということで五つ掲げております。一つ目は、「すべての子育て家庭」への支援の視点ということで、幼稚園や保育所を利用する子供の家庭だけでなく、在宅で子育てする人も含めて、すべての子育て家庭を対象として支援をしていくということを書いてあります。

それから、視点②ですけれども、家庭を「一体的」に捉える視点。こちらは委員のほうから、家族丸ごと支援という考え方を入れてほしいという意見もございましたので、子供や親への個別の対応だけではなくて、家庭が抱えている問題を、包括的、一体的に捉えて切れ目ない支援をしていくということで、視点②に掲げています。

それから、視点③、これは委員のほうから、子供の最善の利益ですとか、子供の視点の考えを入れるようにという意見をいただきました。個々の取組を進めていく上で留意すべき重要な視点として、この視点の③、子供と子育て家庭の立場からの視点ということで設定しまして、子供と子育て家庭の両方の立場に立った視点から、子供の育ちと親自身の成長を積極的に支援していくということで掲げております。

それから、21ページに、視点④と視点⑤がありますけれども、視点④は、大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点ということで、東京には子供・子育て支援に関する多

様なニーズが生じておりまして、その一方で、東京にはサービス産業を中心とする多くの企業ですとか、いろいろな特色ある活動を行うNPO法人、多様な団体があります。いわゆる、社会的な資源がたくさんありますので、そういったものを組み合わせて、それらを最大限に生かして、子供・子育て支援に取り組んでいこうということで、大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点を掲げています。

それから、視点⑤ということで、広域的な自治体の役割からの視点。こちら委員のほうから区市町村間で取組に格差が生じないようにしていかなければならないという意見もございましたので、広域的な自治体として、東京都は都内のすべての区市町村において、地域ニーズに応じた子供・子育て支援が適切に提供されるようにやっていくということで、特にですけれども、人材の確保と育成については、一義的には事業者の責任ですが、都としても必要な支援の質と量を確保するために、事業者の取組を支援していくし、区市町村の取組も支援していくということで掲げております。

続きまして、23ページ以降が第2章になります。東京の子供と家庭をめぐる状況ということで、こちらはデータ集になっております。

24ページからは、「東京の子供と子育て家庭をめぐる状況」ということで、少子化の状況とその背景について記載をしております。

27ページには、少子化の直接の要因で、未婚化・晩婚化というような記載もありますし、29ページには、少子化の要因の背景として、働く女性の増加、30ページには、価値観の多様化ということで、データを含めて記載をしております。

それから、34ページは、子供のいる世帯の形態ということで、東京の家族、核家族化しているということで、6歳未満の家庭で見ると、全国の割合より、10ポイント高くなっているというようなデータですとか、35ページのほうは、子供のいる世帯の就労状況、共働き世帯が増えていますとか、その一方で、36ページには、妊娠や出産を機に離職する女性も多いというようなことも載せております。

それから、39ページ以降は、子育て家庭の状況です。41ページ以降が、仕事と子育ての両立、ワーク・ライフ・バランスの状況。43ページが、育児休業の取得状況、男性の取得率は1.72と低いというようなことを載せています。46ページは、子供の安全・安心について載せていまして、52ページ以降が、「東京都における子供・子育て支援の状況」ということで、これまでの取組状況や課題を記載しております。

見ていただくとわかるように、57ページ以降、保育サービスの状況が載っています

けれども、58ページに待機児童の状況ということで、保育サービスを増やしてはいるんですけれども、この〇の一番最後ですけれども、どんどんつくっても待機児童は増えている。26年4月は過去最多になっているということで、待機児童を解消していくためには、今後の保育ニーズの動向、要は、潜在的ニーズも踏まえて、引き続き積極的にサービスを拡充していく必要があるということで記載しております。

62ページに、認定こども園の状況、それから63ページに、学齢期の子供たちの状況ということで、それから65ページに、地域の子供・子育て支援サービスの状況ということで記載しております。

詳細は時間の関係もありますので割愛させていただきますけれども、2章のほうでこういったことを述べて、それを受けて、3章のほうで、「子供・子育て支援施策の具体的な展開」ということで、79ページになりますけれども、それぞれの目標ごとに取組の方向性を記載しております。

まず、80ページのところに目標1ということで、「地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり」とありますけれども、ワンストップで支援につなげる体制整備など、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みを整えていくということで、1、2、3、4ということで取組の方向性を書いています。

まず、妊娠・出産に関する支援の推進ということで、正しい知識の普及や相談対応をすると同時に、切れ目ない支援を行えるように区市町村を支援するとしています。

2番目として、安心できる小児・母子医療体制の整備。そして、3番目として、子育て家庭を地域で支える仕組みの充実。子供家庭支援センターを中心とした地域のネットワーク化等を記載しております。

そして、81ページに子供の健康の確保・増進ということで、アレルギー対応等の普及啓発等も掲げております。

そして、82ページに、目標1の施策の体系。

83ページ以降に、その施策を載せているんですけれども、全部は難しいので、いくつかご紹介しますと、(1)の妊娠・出産に関する支援の推進のところの6番ですが、出産・子育て応援事業です。こちらは27年度の新規事業でございます。すべての子育て家庭を対象として、妊娠期から切れ目のない支援を行う区市町村を支援する東京都独自の事業となっております。妊娠期から子育て期にわたる支援のワンストップ拠点を整備するために、例えば専門職の配置を支援します。二人分の専門職の人員費を東京都

が全額、区市町村の負担なしで支援していくほか、妊産婦等の状況を把握する取組の支援ということで、妊娠した方が妊娠届を出す際に直接育児パッケージという子育て用品等を配付する事業、これも東京都が10分の10補助します。これは、いわゆる東京都版のネウボラというものなんですけれども、行う予定になっております。

こちらは出産・子育て応援事業ということになっていますが、通称名が「ゆりかご・とうきょう事業」といいまして、都民の方に幅広く親しみを持っていただけるように、ちょっとこういった通称名も付けまして、今後、その区市町村に対して、こうした切れ目ない支援が取り組まれるように、周知をして働きかけていきたいと思っております。こういったような事業も加えております。

それから、ちょっと飛ばさせていただきます、88ページ、目標2のところになりますけれども、「乳幼児期における教育・保育の充実」ということで、質の高い教育・保育が確保されるよう、必要な支援を行うことを明記しております。

取組の方向性ですが、まずは就学前教育の充実として、乳幼児期からの子供の教育・支援を地域に定着させる取組を推進するとか、あとは、保育サービスの充実ということで、29年度までに待機児童をゼロにするための目標の数値の考え方を書いておりますし、多様なニーズに対応するために、サービスの拡充をしていくということで記載しております。

こちら91ページ以降に、就学前教育の充実でどんな事業があるか、それから、保育サービスの充実でどんな事業があるかということでそれぞれ記載しておりますが、ちょっとご紹介しますと、94ページをご覧くださいなんですけれども、この81番、保育サービス推進事業及び保育力強化事業は、延長保育ですとか、障害児保育などと、特定保育事業の推進など、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する事業として、こちらは認可保育所をはじめとして、認定こども園、それから認証保育所、小規模保育、保育ママなども対象にしております。

次、この下の82番の、この保育人材の確保及び定着支援というところなんですけれども、○が5個ありますけれども、上の三つは今までもやっていた保育士確保に向けた就職支援などですが、この下の○2が新しい事業になっておりまして、四つ目の○は、これは保育事業者が職員を雇うため、職員の方向けに宿舎としてアパートなどを借り上げる際に、その家賃を一部補助するというので、月8万2,000円まで補助する事業です。それから、その下、こちらは保育従事者の職責に応じた処遇を実現する、キャリアパス

の導入に取り組む事業者を支援するという一方で、これは保育士等キャリアアップ補助  
といたしまして、保育士さん等が保育の専門性を高めながらやりがいを持って働くことが  
できるように、このキャリアアップに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を  
図る事業として、こちらも認可保育所だけではなく、認定こども園や認証保育所、小規  
模保育、保育ママ、居宅訪問型などもみんな対象にしております。こういった事業を行  
います。

それから、飛ばしまして、96ページ、目標③ですけれども、「子供の成長段階に応  
じた支援の充実」ということで、子供の生きる力をはぐくむ環境の整備。児童・生徒一  
人ひとりの学力向上、体力向上、それから、道德教育の取組を一層推進などのほか、2  
番として、次代を担う人づくりの推進ということで、ひきこもり対策、低所得者世帯へ  
の子供の学習支援などもやっております。

それから、97ページにありますように、放課後の居場所づくりということで、学童  
クラブ、それから、放課後子供教室の推進ということで、目標を掲げております。

これらについては99ページ以降に記載しておりますけれども、全部で57の事業が  
連なっております。

105ページが目標4になりますけれども、「特に支援を必要とする子供や家庭への  
支援の充実」ということで、こちらは1番として、児童虐待の未然防止と対応力の強化  
ですとか、社会的養護体制の充実、それから、ひとり親家庭の自立支援、障害児施策の  
充実。5番、106ページになりますが、慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援とい  
うことで、この五つの取組について行っていきまして、108ページ以降に具体的な事  
業が連なっておりますけれども、全55事業が入っております。

いろいろ新規事業もあるんですけれども、例えば110ページの164、ひとり親家  
庭の子供の学習支援の推進ということで、低所得者も含めてですけれども、全区市町村  
での実施を促進するという一方で、これは目標にも掲げてやっていくということにして  
おります。

それから、目標5が114ページにありますけれども、「次代を担う子供たちを健や  
かにはぐくむ基盤の整備」ということで、ワーク・ライフ・バランスの推進ですとか、  
安全・安心、それから、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進ということで、こ  
ちらについて117ページに全64事業が掲げられております。

続きまして、第4章になりますけれども、125ページになります。

何回も言いますが、東京都の計画の特徴ですけれども、「子育て支援を担う人材の確保・資質の向上」ということで、126ページ以降に掲げていますけれども、人材の確保・資質の向上というのは、一義的には事業者の責務ですが、子供・子育て支援の実施主体である区市町村の責務でもあします。東京都は、広域的自治体として都内全域での子供・子育て支援の質の向上に向けて格差が生じないように、人材の確保・質の向上を図る区市町村や事業者を支援していくということで、それぞれ母子保健、子育て支援、幼児教育ごとに、現在はこういう課題があり取組をしていきますということで記載をしております。

そして、最後が137ページ、第5章になります。

「子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて」ということで、こちらは138ページにまず東京都の役割ということで、先ほどの懇談会のときにも東京都の役割をしっかりと書いてほしいという意見もございましたので、第5章のほうに、それぞれの役割を明記しております。

まずは、東京都の役割としては、この計画の着実な実施・推進と。区市町村やNPO等、子供・子育て支援活動を行う、こういったいろんな地域の団体と協働して効果的にやっていくということと、区市町村への支援をしていく。それから、広域的・専門的な施策を実施していく。企業を取組を推進していくということがあります。

それから、139ページに、区市町村の役割も書いておりますし、その下に、3番として事業主の役割。140ページに、地域社会・都民の役割ということで書いておりますけれども、こちらはこの本会議で都民公募の委員の方からだと思いますけれども、都民の役割についてもメッセージを入れてほしいという意見がございましたので、それを踏まえまして、都民の役割ということでこちらに記載しております。

140ページの下に計画の推進体制を載せています。「6 進捗状況の評価・公表」にも記載しておりますけれども、主要な施策については、毎年その進捗状況を点検し公表するというので、この東京都子供・子育て会議においてご意見をいただきたいと考えております。

今後、この点検・評価するにあたっての指標については、4月以降、計画策定以降、考えていくというふうに考えております。

最後、143ページですけれども、ここに目標を掲げている取組一覧ということで載せております。全部で261の事業がこの計画に位置づけられておりますが、それ



すべてではなく、絞って目標を掲げておりますが、選定に当たっては、長期ビジョンに目標値を掲げている子供・子育て関連事業ですとか、次世代の後期計画に目標値を掲げていて達成できていないもの、それから、達成したんだけど、より高い目標を定めて引き続き進めていくもの、それから、新たな課題に対応するため開始するもの、そういう視点で選んでおります。

これを見ていただくとわかりますように、その事業の進捗状況、例えば、子育てひろばは、目標として地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを62区市町村で実施というものだったり、学童クラブ事業で登録児童数1万2,000人増というふうに数字を載せているものもあれば、例えば、一番最初のところですけども、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の構築ということで、区市町村ごとに取組は様々なんですけども、いろんな取組で切れ目のない支援体制ができているかどうか、そういうことを評価していく、構築しているかどうか評価していくというような、そういった目標も掲げておまして、事業単位ではなくて、この23の項目を掲げておまして、今後この5カ年の計画で、毎年毎年この進捗状況については点検・評価していきたいと考えております。

それから、それ以降は、資料集ということで、今回その計画策定にあたって、ご議論いただいたこの部会の審議の状況ですとか、会議の委員のメンバーの皆様方を載せております。

それから、最後のページに、ちょっとイメージということで載せていますけれども、区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策ということで、今、区市町村においては、それぞれの計画を策定しているところがございますので、それが策定されますと、それぞれごとに量の見込み・確保策が出てきますので、最終的には、この3月末に発表するときには、こちらに区市町村がそれぞれ設定したものを載せますが、今のところは、まだ計画を策定していないところもありますので、イメージという形で載せさせていただきました。

説明は以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、東京都子供・子育て支援事業支援計画、まだこれは仮称ですけども、その素案についてご意見を賜りたいと思います。今は50分ですので、約1時間ほど意見交換の時間がとれるかと思っております。1時間という限られた時間になりますので、計画素

案の全体について、幅広く議論をしてくためには、章ごとに議論していくというやり方もありますけれども、ちょっと時間の関係もありますので、もう全体についてご意見を一括していただきたいというふうに思います。約1時間ぐらい時間がとれるかと思いません。

ご発言のある方はぜひ挙手をお願いをしたいと思いますし、また、意見書の提出もございませけれども、提出された意見書についてご発言される場合も、挙手の上にご発言をお願いをしたいと思います。

それでは、順次、どうぞご意見を賜ればと思います。

では、久住委員、お願いいたします。

○久住委員 特別区から来ております久住でございます。

12日からですか、パブリックコメントまで来て、いろいろ意見を入れていただいて、よくここまで来たなというのが正直よかったなと思っています。

ただ、一つは、全体のつくりでご質問なんです、最後のところで、今回261の事業を盛り込まれていて、143ページのところに目標を掲げているものの一覧があるんですが、この全体の261の事業を来年度以降に、いわゆる、進行管理の対象とするものを抽出するのか、それとも、260全部やるのか、それとも、ここにあるものだけを進行管理という形でやっていくのか、その辺の来年度以降の進行管理、もしくは、進捗をどういうふうな形で管理していくのかということが、一つ教えていただければというのが一つです。

もう一つが、これはちょっとお願いというか、意見なんです、前回の計画の評価の中で、7ページになりますが、虐待相談件数は増加していて、更なる取組の評価も求められるということが、評価結果と今後の課題ということで総括をされていることに対応する部分が、多分、109ページの児童福祉施設の整備というあたりになるのかなというふうにちょっと思っていて、何回か会議の中でも、一時保護所の増設というのを明確に柱に立てたほうがいいんじゃないかということで、昨年度も20か30ぐらいは増をしているというお話はありましたけれども、ぜひ、この辺がもう少し踏み込んだ数値目標的なものまでであると、かなりこの一時保護等も含めた児童虐待の対応力の強化というところになるのかなというふうに思っていたところなんです、その辺を少し何か踏み込んだ書き方ができないのかなといったところが意見です。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。対応の方法ですけれども、最後までありますので、できる限り事務局とのやりとりということもやっていきたいというふうには思いますが、全部全員がそれでご質問とか出されてしまいますと、なかなかそれも難しくなってくるかなというふうに思いますが、その質問・意見の状況によって、ちょっと考えていきたいと思います。

まずは、今、久住委員のほうからあったことについて、簡潔で結構ですので、意見にあたる部分で、特に意見として要望として受けるというところはそれで結構ですけれども、最初のところは質問だったと思うので、それらについてお願いできればと思います。

○計画課長 まず、計画の進行管理なんですけれども、次世代の計画のときもそうでしたが、掲げている事業につきましては、進捗状況を見ていきます。

ただ、その評価ですとか、具体的に今回のその次世代の計画の発表のときもそうなんですけれども、外に出していくときには主だった事業ということで、ここに掲げているこの23の項目、こちらを中心的に分析・評価していくことを考えております。

掲げている事業の進捗状況はみていきますが、評価の際に中心的にみるのは、この23項目というふうに考えております。

○柏女部会長 一時保護所の増設について何かありますか。

○家庭支援課長 今いただいたご意見について、現状の部分で一時保護所の現状のところに書いてあるんですが、取組のところは記載されていないので、その辺のところは、今後も文言として生かせる部分については生かしていきたいと思っております。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、ほかいかがでしょうか。

では、柘澤委員、お願いいたします。

○柘澤委員 私は、意見というより要望として受けとめていただきたいのですが、東京都のほうで広域自治体としての役割という部分と、区市町村が今後、地域子育て支援等々の実施主体になってくるという流れの中で、どのような形で区市町村のアシストができるのか、かつ、区市町村の求めに応じた施策というような形で、よくアンテナを広げていただいて区市町村支援をしていただきたいと要望いたします。

かつ、今まで東京都のほうで補助金等々の問題もあって、区市町村よりも、逆にそういった実態をよく知っている部分というのも現実的にあるわけなので、ぜひ、その辺の

ところが、区市町村と乖離しないような形で今後進めていただきたい。29年度に待機児ゼロということになってくると、以前にも話をさせていただいておりますが、今現在、待機児として入りづらかった親の子供たち、10代の親だとか、障害を持ったお子さんの親とか、そういう部分が今後、当然増えてくるだろうと、そういった受け皿に関して、きちんと担保できるよう、実施する前によく整えておかないとならないだろうという部分が今後確実に想定されますのでお願いします。

○柏女部会長 ありがとうございます。単に目標を達成するだけではなく、その方法について、それから漏れてしまう子供たちもいるので、そこらについて、その計画を推進していく上で配慮してほしいというご意見だったと思います。とても大切なご視点だと思います。ありがとうございます。

ほかは。溝口委員、お願いいたします。

○溝口委員 ありがとうございます。認証保育所の溝口と申します。

一つが、感想といいますか、何て言いましょうか。一つが意見なんです、支援法の今の計画の中ですね、認証保育所等をどういうふうに関後生かしていくのかということで、今まで発言をしてきたんですけども、支援法の外でありながらも、きちんと位置づけていただいたのかなという感覚があります。

参考資料のほうの27年度の予算、それから、保育サービスの充実等、そのあたりの資料からも読み解けるんですが、認証保育所も東京都の施策の一つとして、今後、保育の一端であるということが明確になったのかなと思っております。このあたりは事務方の皆さんにも感謝したいと思っております。

その点で1点だけ明確になった部分がありまして、問題点といいますか、何て言うんでしょうか、今後の課題となると思うんですけども、その上で利用者の視点から、やっぱり給付の認定は受けるんだけど、給付はもらえないという差異だけは残っておる次第でございまして、このあたりは今度はもう基礎自治体のほうに、基礎自治体の単独の事業として、例えば保育料の負担ですかね、保護者の保育料負担等をかなりの自治体のほうでやっただいただいているわけですから、そのあたりが一つの方法として、今後、基礎自治体のほうの子ども・子育て会議等で検討課題になるのかなとも思っております。これが1点です。

2点目が意見といいますか、何と言って話をしたらいいのか、見当外れなのかもしれないんですが、17ページの理念のところなんです、理念の1番なんですけれども、

子供自身に焦点をあてた理念ということでございまして、理念の1番、すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、次代の後継者として自立する環境を整備・充実する。これ子供自身に焦点をあてたということで考えると、例えば、その伸ばしというのは、十分にあらわしとか、それから、自立というのは、成長する環境を整備等ではないのかなという感じがするんですが、逆に言いますと、その伸ばすというのは何を意味しているのか、また、その自立という部分は何を意味しているのかなというところを、少し文言の解説をしていただけるとありがたいなと思っております。

下の文章のところを見ますと、すべての子供たちが生まれ育った環境に左右されず、これは会議の中の意見を入れていただいてありがたいなと思いつつ、個性や創造力を十分に伸ばし、次代を担う社会人としてというまた言葉が出てくるんですが、社会人というのは一体何を意味するのか。社会の一員じゃないのかなという気もするんですが、a member of societyというのですかね、英語で言うと。そういうふうな観点だと、社会人という言葉よりも、社会の一員としてというような文言になるのかなと思っておりますが、自立が前に来て社会人があると、自立というのはどうもひとり立ちというふうに読み解けるんですが、ひとり立ちして社会で生きる者が社会人というふうに文脈的には読み取れてしまう感じがします。そうすると、社会で人を育てる、社会で子供を育てる、社会で人を育てていくというような理念と一致してこないんじゃないかなという感じがしまして、ちょっと皆さんのご意見を伺いたいのと、その自立、それから、伸ばす、それから、社会人という文言について、ちょっと用語の解説をしていただけるとありがたいなと思っております。

以上です。

- 柏女部会長 ありがとうございます。また、委員の方からのご意見は、またいただくとして、今の部分について事務局のほうで何かございますでしょうか。
- 計画課長 個性や創造力を伸ばすということなんですけれども、それぞれ子供自身持っている潜在的な能力があると思うんですけど、それが生まれ育った環境で、本当はあるのに出せないということがないように、環境によらず、あるものを外に出していくと。その上で、次代を担う社会人としてということなんですけれども、社会に出ていったときに一人で自立できる、社会の一員として自立できるというようなところに、この子供一人ひとりがなっていくということで、子供自身に焦点をあてて、すべての子供が成長、発展できるということで、こういうような理念にしております。

○柏女部会長 はい、わかりました。それでは、ご意見また委員の方からもあれば、この部分を受けて文言修正があれば、また事務局のほうでそれを踏まえてやっていただくという形にしたいと思います。

駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

これだけのボリュームのある素案を一生懸命まとめられた事務局の方々に、まず、感謝と敬意を表したいなというふうに思います。全体的に包括的に事業が並べられていて、とてもよくまとまっているのではないかなというふうに思います。

さらに、理念の部分で、すべての子供たちがという形で、どの子も差別することなく、すべての子供たちというふうに高らかにうたわれていることも評価できるポイントですし、また、五つの目標のところ、特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実ということを宣言していることも、本当に素晴らしいことだなというふうに思っております。

そこを踏まえた上で、私の提出資料をもとにお話しさせていただきたいんですけども、現状のその東京都の施策の中で、この理念と、そして目標に反するような施策と運用というものがあるのではなからうかなというふうに思い、そこをご指摘させていただき、改善を求めたいというふうに思っております。

それが東京都の重症心身障害児通所施設事業において、医療ケアのある子というものが、今、使われている大島分類上はじかれてしまっているということで、結局、重心児として扱われず、そして加算もつかずという状況になっているということが実際にあるということを、ぜひご認識いただきたいというふうに思っております。

私ども、昨年の9月に、東京都杉並区荻窪において障害児専門の保育所、障害児保育園ヘレンというものを立ち上げました。これは国の児童発達支援事業を活用していて、都からも加算を受けております。

で、この都が加算してくださっているというのは、重症心身障害児、ほぼマンツーマンでケアしなくてはいけないということを鑑みてくださった施策で、大変素晴らしいものであるというふうに認識しているのですが、この重症心身障害児、ほぼマンツーマンでケアが必要だということは、医療ケアのある子ですね、例えば、胃ろうをつけていたりだとか、経管栄養といって鼻にチューブを入れていたりだとか、あるいは、喉を切開して、そして呼吸器をつけている子、こうした子たちも、またマンツーマンでケアが必

要な子なわけなんですね。

先ほど、どなたかから障害児が増えているというようなお話がありました。医療の発達によって、こうした医療ケアが必要とされる障害児というのは右肩上がりが増えていきます。ですので、この医療ケアの子たちをどうしていくかというのは、ここ東京都においても非常に課題となるはずだと認識しています。

しかし、この子たちが、東京都が採用している43年前につくられた大島分類上は、寝たきりではないので、重症心身障害児ではないということで加算の対象から外れるという状況になっております。ですので、現に今、私どものところでお預かりしている一人の医療ケア児は、この加算から排除されている状況です。

で、排除されてどうなるか。マンツーマンで預かるには加算がなければコスト割れします。つまり赤字になるわけですね。そうすると、どうなるか。事業所の多くは医療ケア児を避けるようになってしまいますね。そうすると、その最も厳しい環境にある子供たちが、地域の通所施設や預かり場所から排除されるということになるわけです。これはすべての子供たちを支援しようとうたう東京都の理念から反するばかりではなく、東京都の五つの目標の一つ、特に支援を必要とする子供や家庭への支援というものに対して、遠く離れていってしまうのではなかろうかなというふうに思うわけですね。ですので、ぜひ、この運用を変えていただきたい。

幸いにして、改訂大島分類と言われる横地分類というものがあります。ですので、そうした今の医療の状況にアップデートされた分類方法を使って、加算を組み立て直していただきたいというふうに思っております。これは何も難しいことではないというふうに思いますので、ぜひ、それをお願いできたらなというふうに思っております。これに対して、ぜひ障害児の部門の方の見解を直接お伺いしたいというふうに思います。

そして、二つ目です。病児保育に関してです。先ほど数値目標で押さえていました障害児の施設160カ所に増やす、大変結構なことです。しかし、今は東京都の病児保育の施設160カ所に増やすということで大変結構なことなんですが、今の東京都の施策は、小児科に併設された病児保育の施設を増やそうというものです。しかし、小児科の数自体が限られ足りていないというふうな状況の中、なぜ、病児保育の施設だけを増やせるのかというのは大変疑問であります。従来の病児保育の施設を増やすということだけでなく、現在、我々フローレンスも行ってありますが、訪問型病児保育という新たな類型があります。こちらのほうもきちんと施策に位置づけていただきたい

いというふうに思っております。

幸い東京はベビーシッター会社など全国で最も多いわけですね。ですから、訪問型病児保育を行っている事業所もあるわけです。こうしたところを利用した利用者を助成するような仕組み、具体的に言ったならば、東京都病児保育バウチャーのようなものをぜひつくっていただきたいというふうに思います。

既にして、渋谷区、千代田区、足立区等では、区単位でこのバウチャーというものをに出しております。ぜひ東京都がきちんとバックアップすることで、東京全土でそうした施策が広がっていき、足りない病児保育のインフラが広がっていくということを後押ししていただけたらというふうに思っております。

そして最後に、社会的養護に関して、先ほど久住委員のほうが一時的保護所を増やしてほしいというふうにおっしゃっていましたが、全く賛成でございます。一時的保護所の定員が足りないことによって一時的保護ができなくなり、そして、マルトリートメントを行っている家庭から子供を引き離すことができず、子供を亡くしてしまうというような事態はままたあるわけなんですね。非常にそうした状況に私は現場で接している中で、子供の命が失われるような東京であってはいけないというふうに思っていますので、ぜひ、一時的保護所数値目標というのを持っていただきたいというふうに思います。

そして同時に、保護所や、あるいは乳児院、児童養護施設という施設の強化だけでなく、ぜひとも、家庭的養護の道を切り開いていただきたいというふうに思っております。具体的には、里親や特別養子縁組です。名古屋では、赤ちゃん縁組、新生児特別養子縁組という方式がございます。これは名古屋方式と言いますが、虐待死の約半分はゼロ歳ですね、ゼロ日で海に捨てられ、山に捨てられという子供たちがいるわけですね。そうした親御さんの多くは望まない妊娠をしていて、妊娠期からそれが既にわかっているという状況ですね。そして、産み育てる自信がないから殺してしまうというような状況があります。

そうした場合において、妊娠期間、先ほど切れ目ない支援という言葉がありました。東京版ネウボラということをするというふうにおっしゃっていましたが、だとするならば、その時点で早期発見し、そして、産んだ瞬間に、子供たちを求めているような里親さんや、あるいは、養親希望者の方にマッチングを行うということによって、子供が家庭的な状況で育つという道を切り開けるわけです。

しかしながら、今は東京都の児童相談所、キャパシティが不足していること、そして、



この家庭的養護に対して後ろ向きだという姿勢がございます。がゆえに、施設養護が中心になり、8割の子供たちが施設に居続けるというような状況になっているわけなんです。ですので、ぜひとも家庭的養護の道を切り開いていただきたい。具体的には、特別養子縁組等を行っている民間NPO等と協議会の場などをつくって、意見交換をして、信頼関係をつくって、そして、そういうケースがあったら、ぜひ一緒にやっていくということをしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。大きく3点ご意見が出ておりますので、これについて事務局のほうで、簡潔で結構ですのでお願いをしたいと思います。

○計画課長 まず最初に、障害児施策についてなんですけれども、申し訳ありません。本日、障害の所管が出席する予定だったんですけれども、急遽出席できないということで、私のほうに回答書が来ましたので。

○柏女部会長 事前に意見書が出ているから回答が出ているんですね。わかりました。

○計画課長 代読させていただきます。読み上げます。

児童発達支援は、障害児について日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適用訓練、その他必要な支援を行うもので、対象は療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児である。

具体例としては、区市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要があると認められた児童、保育所や幼稚園に在籍しているが、あわせて指定児童発達支援事業所において専門的な療育訓練を受ける必要があると認められた児童などが対象となる。

また、児童発達支援においては、制度上、医療連携体制加算の活用等が可能であり、医療型児童発達支援においては、人員基準上、看護師の配置が規定されていることから、実際に医療ケアが必要な児童の受け入れも行っている。

都の重症心身障害児通所事業は、重症心身障害児施策として実施しており、その目的は、在宅の重症心身障害児の日中活動の場を確保することであり、児童発達支援、医療型児童発達支援、生活介護を行うもののうち、実施要綱に規定する基準を満たす事業所を実施事業所として福祉保健局長が指定している。

重症心身障害児については、児童福祉法上、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童と規定されている。また、国通知「障害児通所給付費にかかわる通所給付決定事務等について（平成26年4月1日付）」の中で、「法で重症心身障

害児とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童のことであるが、一般的には、大島分類1～4に該当する状態を指す。」としているということです。

以上、回答書を読み上げさせていただきました。

○駒崎委員 つまり、ゼロ回答という認識ですね。

○計画課長 医療ケアにつきましては受け入れを行っているということ、都事業の対象となる重症心身障害児の定義につきましては、この大島分類を基本としているが、昨年4月の国通知においても大島分類となっていますということで回答が出ています。

○駒崎委員 つまり、43年前の分類をそのまま使って、今の医療環境等に関しては鑑みないというような姿勢を明らかにしてくださったというような理解でいいですね。

○計画課長 回答はこのとおりです。

○駒崎委員 わかりました。

○柏女部会長 ほかの二つについてはよろしいですか。

○保育支援課長 それでは、病児保育関係でございます。今のご意見で施設型等につきましては、小児科医との兼ね合いから、なかなかふえないのではないかとのご指摘もありました。この点につきましては、広域利用というのを一つ私ども進めていこうと考えております。

来年度は、具体的に広域利用を前提とした、実施主体は区市町村さんですけども、広域利用を前提とした整備につきましては、都が支援を充実するというような新メニューも用意してございます。これが一つ。

それから、訪問型につきましては、これは国が平成23年度より国庫補助の対象、非施設型ということで訪問型も対象にしております。こうしたものも含め、区市町村が地域の実情に応じて、こういった種別も含めて病児保育を充実する場合は、支援を行っていきます。それが一つ。

それから、もう一つ、バウチャー制のお話がありました。バウチャー制につきましては、これは個人への利用者助成ということですが、これについては在宅で子育てをしている方、保育を使わないような方々との受益と負担との公平性という観点もございます。こういったことから、すべての子育て家庭を対象として実施するのが基本と考えてございます。

したがって、この特定のサービスに限ったものでバウチャーということになりますと、先ほどの受益と負担の公平性、それから、今現在、施設での補助を出しております

すけれども、そうした補助の見直しですとか、あとは、このバウチャーというのは現金給付的な性格がございます。児童手当制度との整合性ですとか、非常にいろんな課題が含んでいるということでは、なかなか簡単にはいかないということで認識をしております。

以上でございます。

○家庭支援課長 まず、一時保護所のその整備のところなんですけれども、一時保護所が不足しているから保護しないということではなくて、保護する児童については保護しているという状況で、まず、その点は少し認識は違うのかなというところがございます。

あと、家庭的養護について後ろ向きというお話があったんですけれども、そうではなくて、やはり、まずは児童相談所運営指針にも家庭的養護優先の原則というのがございます。また里親への委託についても優先して検討するというところで、児童相談所のほうは対応しています。

その中で、一応、保護者による養育の可能性の有無と、そういったものを確認した上で、児童の個別の状況を確認して、養育家庭への委託や、その養子縁組や、その施設への入所というところを検討して決めているというところなんです。ですので、家庭的養護推進にあたっては、児童養護施設や乳児院、里親支援を担うその民間団体と協働して行っております。

特別養子縁組団体との連携についてのお話だったんですけれども、都内については5事業者ございまして、第二種社会福祉事業として実施していただいているところでございます。

委員の皆様、覚えているかもしれないんですけども、25年12月に養子あっせんにかかった費用について不適切な処理がされていたということで、事業者への指導を東京都としても調査・指導を行ったところでございます。

児童相談所が行うその特別養子縁組、これについてと、あと事業所が行う特別養子縁組ですね、費用の面で大きな違いがございます。そういったところもあるので、連携については、そういった点も踏まえて十分考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

○柏女部会長 簡潔にご回答をいただきましたけれども、駒崎委員、何かございますか。

○駒崎委員 特別養子縁組のNPOの中で、不正というか、疑義があったという話は事

実なんですけれども、それによってすべての団体がだめな団体なわけではないということで、そこはご理解いただいているかと思うんですね。

そして、そうした団体との対話のテーブルというのは一切ないわけで、そうしたところ、指導してアンケート用紙を送って何とかという話がありますけれども、具体的なケースをどういうふうと一緒にやっついこうかみたいな話というのは、僕が実際にヒアリングした限り、東京都にそういうことはないという状況なんですね。そうした不幸な状況をぜひ直視していただいて、民間との連携を進めていただけると、子供の最善に近づくんではないのかなというふうに思っております。

また、病児保育でバウチャーが難しいみたいな話を保育課長にさせていただきましたけれども、既に自治体はやっていますので、自治体でできることを東京都でできせんよという話は全然通じないかなというふうに思って、ぜひ5年後に、その160カ所に実際にできるのかなということが、大変、病児保育の事業者としては非現実的な数値を書かれていて、なかなかこれです承し得る内容ではないかなというのが正直なところです。

- 柏女部会長 ありがとうございます。個別の事業について、駒崎委員の提案、とても貴重な面もありがとうございますので、今すぐできるかどうかはともかく、いただいたご意見を踏まえて、ぜひ都のほうで別途検討を進めていただきたい。3年後、4年後の計画自体の見直しもありがとうございますので、ぜひ、そうした検討も進めていただければと思います。

駒崎委員、貴重なご意見、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、松田委員、村上委員、お願いいたします。

- 松田委員 ありがとうございます。せたがや子育てネットの松田です。地域の子育て支援の立場から参加させていただきました。この短い期間で本当に多岐にわたる計画、本当にありがとうございます。

幾つかあるんですが、私も次世代の前期・後期と、参加と言ったら変ですけど、させていただいて、やっぱりその当時には何を言っていたかということと、とにかく予防が必要ですよという話をしていたのを覚えています。随分、そういう意味では予防型になってきたなという実感と、でも同時に、やっぱり一つ一つを今、駒崎委員がおっしゃったような個別の課題というか、テーマごとの深掘りしなくちゃいけない課題というのが、より見えてきたなというところで、一つ一つ本当に丁寧にしていかなきゃい

けない部分、やり切れてない感というのもやっぱり感じています。そこは逆に課題というか、これから、この計画の評価のところ、一番後ろのほうにありましたけれども、その評価の指標づくりとか、それを1年に1回の会議で点検評価ってどうやってするんだらうとか、その辺の何かざっくり感が心配というところがあります。

あと、もう一つ、さっき溝口委員がおっしゃっていたんですけど、17ページの理念のところ、入谷委員からも子供の最善利益という話も出ていましたけれども、ちょっと理念①の次代の後継者というところでは、もちろんそうなんだけれど、子供は社会のために大きくなって、社会人になって働いて税金払ってねというだけじゃなくて、子供自身がきちんと育ちが保障されるという、シンプルな子供自身に焦点をあてた理念というふうに少し寄っていただけるといいんじゃないかなというのを感じました。何か具体的な文言というのは難しいんですけど、何となくこれを見てしまうと、誰かのために子供を育てるみたいな、社会のために子供を育てるみたいな感じになっていくような気がして、ちょっとそこは心配を感じました。

それから、やっぱり東京都がこの事業支援計画というところで、自治体の計画との違いというところで幾つか出ていたところの中で、第4章の子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上というところが特出しされているというところは、本当に東京都の役割というのを意識して書いていただいたなというふうに思います。

ただ、あくまでも方向性ということで書かれているかなと思ひまして、若干その辺が弱いというか、ここがどんなふうに分厚くなっていくのか、これはこちらの発表された予算とかを見ながら、ああ、ここはこういうふうにするのねというふうにして読み解くしかないのかなというところで、ここがもう少し書きぶりが増えていくのかどうか、1年目はまだこの方向性でとどまるということなのか、ちょっとその先のことが聞ければと思っただけで質問します。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。4章のところの今後の方向等についてのご質問がありましたけれども、いかがでしょうか。

○計画課長 予算はこれからですけれども、基本的には、取組の方向性で書いた内容で計画はスタートすると。途中、先ほど言いましたように29年度に見直しをしますもので、その間にいろんな取組も進んでいきますし、また、取組が進んでいない新たな課題も出てくるかもしれませんので、そのときにこの人材育成のところも見直しをした

いなと思っております。

○柏女部会長 よろしいですか。具体的に、これだけ分の保育士が必要だというような数値は出されてはいますので、そこが一つのメルクマールになるかなというふうにも思いますので、今回の段階では、この計画の当初の段階では、この書きぶりで方向性は示すというところにとどめておきたいということのご意見です。

○松田委員 ただ、これ保育士の確保だけじゃない部分だと思いますので、子育て支援なんかすごいざっくり書いてありますので、その部分については、ちょっと若干もう少し具体的になっていくといいのかなというふうには感じております。

○柏女部会長 わかりました。ありがとうございます。

村上委員。

○村上委員 連合東京の村上です。賛成の立場でということで、もう少し要望という形でご意見させていただきます。130ページになります。

まず、(1) 人材の確保ということで、取組の方向性、コーディネーターの配置や相談会、あと、宿舍の借り上げとか、宿舍の借り上げについては、新しい事業ということで取り組まれているということで評価したいと思います。

その下の、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入ということでもありますけれども、これがキャリアパスというのが、今まであるのかどうかちょっと不勉強で申し訳ありませんけれども、それぞれ事業者を支援するというで、事業者がそういったのを独自につくってやっていくのか、それとも、そういう都として一定のキャリアパスみたいな仕組みをつくるのかといった、ちょっとここがわからないんですけども、そのあたりの確認と、ぜひ、この事業についてもキャリアアップ補助ということで、これ予算見てみますと、今年度ですか、88億という新しい事業でやられるということでありますので、ぜひ、このフォローと結果検証までお願いしたいということです。

それから、(2) で資質の向上ということでもあります。この取組の方向性の二つ目の○で、認証保育所を対象とした施設長や中堅保育士、研修の機会が少ない認可外の保育従事者等を対象としたということ、これはすごく正しいことだと思いますので、ぜひ、これも義務ではなくて、そういうキャリアパスせっかくつくりましますので、そういう連携というのか、結びつきというのか、研修を受けてスキルを得たら、やはり、そういうキャリアパスとつなぐような形でできればというふうに考えます。

それから、3点目、最後にその一番下でありますけれども、保育の質の維持・向上には、保育従事者の定着が不可欠ということで、この従事者にとって働きやすい職場環境、これは前回のときにご提案もさせていただいたんですが、やはり、離職率というのか、かなりの方がもう5年では7割の方がやめられるような実態調査であったかと思えます。そういったことで、事業主を対象とした検証を引き続きということでありましてけれども、今までもやられていたと思うんですけれども、今回の引き続きということですから、今回の取組と、ここは具体的に書いていませんけれども、今日もここでご披露いただく必要ないんですけれども、ぜひとも、子供と夢を育むような職場ということでフォローアップをお願いしたいということでもあります。

あと最後に、今年のこの予算も見たところ、新たな取組というものもかなりありますので、ぜひぜひ、この今年度予算の実行において、その区市町村、もしくは、関係事業主に対するこういう背景や思いを十分説明いただいて、実施いただきたいということです。

以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、関連して。

○川下委員 民間保育園協会の川下です。今、お話をいただいたその保育士の確保のところなんです、章立てをしていただいて、その人材の確保ということでやっていたことは、とてもありがたいことだなというふうに思います。感謝を申し上げます。

ただ、その人材確保のこの保育士のところは、やはり、まだ具体性がなかなか出てこないのかなというところを心配をしています。

例えば、今ちょっと話が出たような、その宿舍の借り上げの件もそうなんです、多分、現状、安心こども基金の項目の中に入っているのかなということで、例えば、国が、もう安心こども基金の積み上げはしないとやっている中で、例えば、それにかわるような財政措置を東京都として持っていただけるものなのかどうかということと、あと、その借り上げについても、区市町村の事業に東京都が補助を出すということで、なかなか区市町村が実施をしている件数が非常に少ないのかなというのを実感しています。なかなかその区を、市をまたがって運営している法人さんなんかですと、この区ではやってくれていても、同じ自分の法人の施設にいる、こちらの区や市が取り

組んでくれないと、どうしても法人としては手を挙げにくいというような話も聞いていますので、例えば、その区・市に対する補助率のかさ上げ等を考えていただけると、より効果が出るのかなというふうに思っています。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。では、関連してよろしいですか。

では、山崎委員、お願いします。

○山崎委員 東京都発達障害者支援センターの山崎です。

今のと人材育成ということで関連してというところで、今回の計画で都庁内の各局との連絡調整というところ、非常にご苦勞されたんじゃないかと思ひまして、その点は感謝申し上げます。

人材育成というところで障害関係のところ、相談支援専門員の養成というところが出てくるんですけども、これは保健福祉局の管轄になってくると思うんですね。実態としては、現在、相談支援専門員の数というのは、養成のシステムというのが、相談支援専門員のサービス医療計画をつくるのに必要な人数に追いつかないというところがありまして、各事業所が相談支援専門員研修に申し込んでも断られるという実態がありまして、この人材育成の計画推進を行っていくときに、保健福祉局との連携というんですか、その辺はどういうふうな形で推進状況をチェックしていくとお考えなのでしょうか。その辺を教えていただきたいなと思ひます。

○柏女部会長 それでは、3名の方から人材育成関係についてのご質問ございましたけれども、ご要望は、あるいは意見は、それを生かしていただくという形にして、ぜひ順にお願いをしたいと思ひます。

まずは、キャリアパスの関係とか、具体化しているのかといったようなことですが、けれども、お願いしたいと思ひます。

○保育支援課長 ありがとうございます。

キャリアパスにつきましては、キャリアアップ補助の要件としておりますけれども、これは国も、ご案内の方もあるかと思ひますけれども、処遇改善加算の中にキャリアパス要件を導入するというので、もう案が出ております。そこを見ると、職責に応じた賃金体系をつくっているですとか、それを職員に周知している等々の非常にシンプルな内容になっています。それをやっているか、やっていないかというところを報告書にして出させていただくということです。



私どものキャリアアップ補助は、基本的にこの国の報告書を出していただいたならば、それに上乗せして補助をさせていただくというものです。私どもとしては、キャリアパスはこうあるべきだという、そういうモデルがあるというよりも、その手前のところで、まずは、このシンプルな要件の中で、事業者さん一人ひとりに考えていただいて、それを報告書にまとめていただければお出しするというところでございます。まずはやっていただくということが第一歩だと考えております。これがキャリアパス要件に関するところでございます。

それから、個別の施策のことについてもご意見いただきましたけれども、ここは私ども、年度途中、今回もかなり宿舍借上げもそうなんですけれども、補正予算を組んで新たに補助メニューをどんどん出しているという状況でございます。これについては、今後もいろんな形で支援メニューをお出ししていく状況になろうかと思っております。個々の事業については、また進捗とか評価のところでお示しをできればと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○柏女部会長 それでは、障害関係の連携の話ですけれども。

○計画課長 先ほど福祉保健局との連携ということでしたが、障害施策を推進しているところも福祉保健局、我々も福祉保健局なので、同じ局内です。

先ほどの専門員の研修の件につきましては、ページで申し上げますと112ページにありますように、この第3章の目標4、180番の相談支援従事者研修という形で、きちっと今後この計画を回していくにあたって、進捗状況を把握していく研修にしていますので、当然、これが進むように連携して取り組んでいきたいなと思っております。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。補正予算等で出されたものについては、今後、具体化を図りながら、随時、事業者のほうと調整をしていくということでした。よろしいでしょうか。

では、ほかはいかがでしょうか。

では、小山委員、お願いいたします。

○小山委員 すみません、こども園を運営している事業者です。

今まで認定こども園に関してはかなり厳しい状態で、大規模園は辞退するというところで、大分ここでまた新たな改善策出していただいたんですけど、これは大分改善さ

れた程度で完全に改善されたわけではない。

それで、ちょっと確認したいんですけど、認定こども園の、新制度ではここに入っているのは幼保連携型が対象になっていると思うんですね。幼稚園型と保育園型、あるいは、地方裁量型に関して、どういう位置で今後ここに該当してくるのか、ちょっとそこが見えてこない部分があります。

それと、あと、今、人材確保の関係で保育従事者の宿舍借り上げ、これが、あるいは、今、処遇改善費で上乘せしている補助金があるんですけど、保育士が対象であって幼稚園教諭は対象じゃない。だから、1号児に関する職員に対しての補助はないんですね。こども園ですと両方の職員がいるにもかかわらず、そこがこれに該当してくるのかこないのか、ちょっとそこは明確に反映していなくて、すべてこれ保育という形で、教育者というのは入ってないんですね。ですから、こども園に教育従事する職員の借り上げ制度とか、保育士処遇改善とか、そういうものが反映してくるのか、こども園に対して。

で、こども園に反映してくるだけであれば、今度、幼稚園のほうが、今は免許資格取得も両免取るような方向で緩和は出てますので、非常に取りやすくなっていて、幼稚園教諭が保育士の資格を取っていく。それで保育士の確保にはつながっていくのかもしれないんですけど、逆に幼稚園と認定こども園で従事する幼児教育者に関して、質の改善じゃなくて、逆に質の低下につながるような恐れ、幼稚園教諭が保育園に行ってしまう、その恐れがすごく強いんじゃないかなと思うんですね。ここら辺が東京都としてはどういう考えを持っているのか、確認していただきたいんですけど。

○柏女部会長 今のご質問についてはいかがでしょうか。

○保育支援課長 まず、認定こども園の目標数値ですけれども、これは4類型すべてでございまして、幼保連携型だけを取り出してということではございません。ここに付きましては、区市町村さんのこれからの計画に基づいて、私どもそれをしっかりと支援するということで、この数字の積み上げになっております。それが一つでございまして。

それから、宿舍借り上げのところでございますけれども、これ基本的には、やはり保育士さんに着目した保育士確保策の一つということで、国のほうから国のスキームのところで作られているもので、そこに今回、私ども4定補正で新たにこの都負担を入れさせていただいたというところにして、基本的には保育従事者というところでスキームをつくっております。

○小山委員 保育従事者というのは、こども園の場合には、今年は保育担当であって、来年は幼児教育の担当という可能性はあるんですね。じゃあ、それはもう宿舍の借り上げはだめになるのか、そこをこれだと矛盾してくるような内容になってくるんじゃないかと思うんですけど。

○保育支援課長 そこはもうちょっと個別のお話になりますので、ちょっといろいろ調べてからにさせていただきたいと思います。

○柏女部会長 ただ、今お話があったように、幼稚園教諭と、それから、保育士との待遇との政策の差というものは、将来的に幼保連携型ということを考えてときには、やはり並びで考えていかなければいけない部分があると思いますので、ぜひご検討もお願いしたいと思います。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

では、小原委員、お願いいたします。

○小原委員 公募都民の小原です。たくさんの意見を短期間に盛り込んでいただきありがとうございます。特に最後のときに発言した企業や都民に向けたメッセージも入れてほしいということで、五つの視点であるとか、第5章のところにもそこが入っていて、本当によかったなと思っています。

それで、そのことと、それから、今後の評価のあり方というところで、毎年度1回、東京都子供・子育て会議に調査・審議を求める。あわせて、ホームページ等で公表するというふうにありますので、公表するということは、やはり私たち都民の評価の面も期待しているのかなというふうに受けとめたんですけども、そうであるならということで2点意見を述べさせていただきます。

行動計画の次世代のほうの評価・分析のほうとかを見ますと、効果の出たこととか、達成率が達成できたようなことというのは、とても見やすいんですけども、達成率が100%ではないものとか、予想以上に効果が上がらなかったことについては、なかなかぱっと見ただけでは見えづらいというのがあります。

なぜ、それができなかったかというようなものが、その予算なのか、担い手の問題なのか、そういったことの課題までは踏み込んで書いていないというところで、なかなか私などでは見えないというふうに感じました。

例えば、待機児童解消のために保育所を増やしたいけれども、今は担い手も不足しているし、場所の問題とかもあるというのは、この会議の中で出てきましたけれども、

なかなかそういったことが、この計画の中の課題という形では、はっきりそういうことまでは何か表現されていないような気がします。

それに先ほど言っていた一時保護所が足りないという問題も、この社会的養護のところの現状というところのグラフなどを見ても、このグラフを見ても、この数が妥当なのかどうかというのは、専門家の方たちはわかるのかもしれないんですけども、だんだん増えていること、増やそうとしていることはわかるんですけども、それが数として妥当なのかどうかというのは、正直さっぱりわからないというような見え方だと、都民としてはなかなか評価ができないのかなというふうに感じました。

それから、2点目ですけれども、同様に数字にしにくいような質の問題とか、不安感とか、安心感のようなものの解消といったこととか、それから、この五つの視点というところで書いていただいているようなことですね。例えば、広域的な取り組みができたかどうかとか、豊富な資源を生かして、いろんな民間サービスやNPO団体との資源を生かしたかどうかとか、各機関が連携して協力できたかどうかというのは、またちょっと評価の軸が達成できたかどうかというのと、また違う軸のような気がしていますので、数字にしにくいものの評価の形と、それから、この五つの視点も取り入れて事業ができたかどうかというような別の評価軸も工夫していただけたらというふうに思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。これはこの会議の今後の課題でもあるかと思えます。先ほど松田委員からも提案がありましたように、この評価体制や評価の方法をどうつくっていくのかということが、この会議の中でも次のステップの大きな課題になってくるだろうというふうに思いますので、今のご意見、あと、松田委員のご意見など、しっかりとテイクノートしておいていただいて、今後の会議のほうにも生かしていただき、また都のほうでもご検討いただいた上で、この会議に素案を出していただければというふうに思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

では、宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎委員 三鷹市から来ました宮崎です。新制度の実施主体であります市町村の立場からご意見を述べさせていただきます。

市町村におきましても、今は子ども・子育て支援事業計画を策定、大詰めの段階でございまして、本市におきましても昨日パブリックコメントを締め切りまして、来週

行われます子ども・子育て会議にその意見を反映して、諮問答申とする予定になっております。そういった中で、都の計画を今日、この膨大な計画をまとめていただいたということで感謝しておりますが、しっかり読み込んで、都の計画と市町村の計画の整合性をしっかりととっていきたいと思っております。

新制度の中で国・都道府県・市町村役割分担があると思うんですけれども、基本指針にも入っておりますけれども、国が当事者とか利害関係者の意見・意向を適切に反映させた制度設計をするということがあります。これは各種基準や公定価格等取りまとめができたということで、今後は実際の運用になっていきますけれども、実施主体としての市町村を都道府県が広域的・専門的な分野で支援をすると、こういった役割が適切に行われて、効果的に新制度が運用できるというふうに考えております。

そのような中で、都道府県におきまして、特に東京都さんには、最近、事業所内保育事業の従業員枠の広域利用について、市町村間の相互利用協定の取りまとめをしていただいております、非常にありがたく思っております。

そのほか広域利用につきましては、新制度で公立施設が特定教育保育施設の一つとして、市外の在住児童の保育料を徴収するようなこと。あるいは、広域利用が進んでいる私立幼稚園の各市町村との法定代理受領分のやりとりとか、こういったものが出てきます。こういった広域利用の統一的な運用ルール、こういったものの取りまとめにも、ぜひ都道府県さんの指導力を発揮していただければ非常にありがたいことだと思います。

あと、広域的な点と、もう一つ、専門的な領域につきましては、今回、五つの視点の5番目にもありますが、そのほかにも第4章で独立した章立てで、人材の確保・資質の向上ということで取り上げていただいて非常に助かっておりますけれども、国では新たな子育て支援員制度というようなものも検討されておりますけれども、こちらにつきましては資格のない保育補助者等の研修制度という形で、いろんな人材育成が図られるということで計画にも入っておりますけれども、現在、都道府県では、家庭的保育者研修でありますとか、小規模保育事業者従事研修、こういった保育人材育成研修の実施によって、市町村に対して非常に支援をいただいております。

4月から市町村は認可事業でございます地域型保育というのを始めますので、そこで活躍する保育士等の人材の確保・資質向上には、今までと同じようなさらなる都道府県の支援が必要になっております。

先ほどのご意見では、区市町村によって、そういったばらつきというようなものが、人材育成上もあるというような話でしたが、なかなか区市町村だけでできるものじゃないということで、力もつけていきたいと思っておりますが、そういったところで東京都さんの引き続きの支援をお願いしたいと。

あとは、そういった広域的な配慮からの専門的な人材育成ということで、地域差のない、格差のない、均質化された一定の保育のレベルというのも保たれると思いますので、引き続きその辺のところをよろしくをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。区市町村の立場から、都に対して広域性・専門性を要する分野での支援というのを、引き続き協力をお願いをしたいというご意見でございました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

では、市東委員、都賀委員、そして、安念委員ということでお願いしたいと思いません。

○市東委員 民生委員をしております市東と申します。

20ページの視点の②のところ、家庭を「一体的」に捉える視点というところの書き方でいきますと、②の部分などは、今まで要保護児童の連絡会などでしているところから、ちょっと一歩出ていないというような印象がありまして、もう少し進んだ書き方をしていただきたいなと思っておりましたら、101ページのところで、109番でスーパーバイザーとか、110番でソーシャルワーカーの活用事業というような文言が入ってきておりますのを見まして、もう少し地域福祉というところでアウトリーチしていただけるような、そういうような書き方をしていただけると、具体的なところで事業が見えてくるんですけども、いかがでしょうか。

○柏女部会長 いかがでしょうか、事務局のほうでのご意見は。

○家庭支援課長 ご意見として伺いたいと思っております。

○柏女部会長 修正できるようなところがあれば、踏み込めるようなことがあれば、ぜひご検討をお願いしたいというふうに思います。

では、都賀委員、お願いいたします。

○都賀委員 ありがとうございます。公募委員の都賀でございます。

118ページの220番を拝見いたしまして、ちょっと1点疑問が湧きました。東

京都内には私立学校が……。

○柏女部会長 ごめんなさい、118ページの何番ですか。

○都賀委員 220番です。

東京都には、私立の小学校、国立の小学校、多数存在するかと思うんですが、こちらではなぜ公立の小学校という書き方をしているのかという疑問を持ちました。私立の小学校に通わせている家庭は、こちらがカバーされていない、すなわち、親の負担で安全を確保されているのかと思いますと、ちょっとこちらのほうは不公平な扱いではないかと感じました。

以上でございます。

○柏女部会長 これはどうしてなんですか。何か理由があるのでしょうか。

はい、お願いいたします。

○私学振興課長 私立学校を所管しております私学部でございます。

こちらについては、地域の中でのその安全確保という観点で、商店街もそうですし、こういう公立学校の通学路ということで、防犯カメラの設置を進めるというふうな施策展開がされています。

一方、私学については、数年前に各学校で防犯カメラ、安全対策のためにお付けするものについて支援のメニューを用意しておりました。また、その後、これから設置というような学校もございますと思いますので、今、これから提案いたします予算案につきましては、これからの防犯カメラの設置についてのメニューも盛り込んで、予算を組ませていただいております。

以上です。

○柏女部会長 なるほど、わかりました。ということでよろしいでしょうか。私学は別途、別のルートで考えているということだと思います。ありがとうございました。

では、安念委員、お願いいたします。

○安念委員 明日は休日、あさってからパブリックコメントっていうんだから、もうこれ一字一句変えるつもりはないよという、そういう意図が明確にあらわれていて、大変潔い感じがいたします。

役人が計画をつくると必ずこういうふうになる。まず第一に、前篇は分析編・理論編で、これは何となくコンサル風な書き方になる。第二に、後編が実質編で、これは各事業のホチキスと、こういうことになる。これ以外の作り方はないので、これは

もうしようがないです。特に、このホチキスは多分大変な作業だったはずで、ここに入ると次の予算要求が楽になるから、これも入れろ、これも入れろとみんなねじ込んでくるのを、花本さんが徹夜してふざけるんじゃないといっちはねつけたはずです。ですから、その作業量は膨大だったはずなので、とにかくお疲れさまでしたと申し上げたいと思います。

その上でですが、これは私、どこかを変えてくれとか、そういうことを申し上げたいんじゃないんですけれども、大上段に振りかぶった言い方をすれば、中央であろうと地方であろうと、おおよそ政府というものの役割は、煎じ詰めれば結局所得の再分配というところに行き着くんだと思います。再分配の方向は、これは当然のことだけど、富める者から貧しい者へ、強い者から弱い者へと、こうなるに決まっている。そうだとすると、例えば、この子供・子育てというのも、限られた資源を投入するのに、どういう順番でなければならぬかといえ、それはやはり、あんまり好きな言葉じゃないが、健全な子供よりは障害のある子供にまず資源が割り当てられるべきだろうし、障害のある子供の中では、重い障害を持っている子にまずは割り当てられるべきだろう。これは私は当然のことだろうと思います。これはただ私の人生観だから、それが唯一の正しい考え方だというつもりはないけれども、そうなんじゃないか、少なくとも文明国というのは、やっぱりそうでなければならぬんじゃないかなと思っています。

その意味で、いろんな事業をホチキスしていくのは、それはそれでしょうがないんだけど、重度の障害のある子への支援というものと、オリンピックは英語づけにしましょうと一緒に並んでいるというのは、私には非常な違和感のあることです。

これは今後のフィロソフィーの問題だから、必ずそうしてくださいとは申しませんが、やはり健全な子よりは障害のある子、障害のある子の中では重い障害のある子に、まずは資源が割り当てられるのだというのが基本的な方針となってくれば、私は大変うれしいなと思います。

そのこととの関係で、私は今日松田委員がおっしゃった、世の中のために子供があるかのような表現はおかしいというのは、全く満腔の同意をするところです。私は松田さんのご発言は、はっきり言って今まで何か妙なことを言う人だなと実は思って聞いていたんですが、最後の最後に心から同意できるご発言をいただいて、私個人の感想を言わせていただければ、大変ハッピーでした。それは当たり前の話で、社会のた



めに子供があるなんて、そんなばかな話があるわけではない。子供のために社会がある、これは当たり前のことだと思いました。その意味で、私、松田さんのご意見に本当に心から賛同いたしたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

では、ごめんなさい、お名前が見えなくて申し訳ないんですけども。

○東京都私立幼稚園連合会（内野オブザーバー） 東京都私立幼稚園連合会からオブザーバーで参っております内野と申します。本日は入谷委員が欠席をさせていただきまして、意見書が出ておりますので、もし部会長のお許しがいただければ、私のほうで読み上げさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○柏女部会長 どうぞ。

○東京都私立幼稚園連合会（内野オブザーバー） ありがとうございます。それでは、皆様のお手元にごさいます入谷委員よりの意見書を読み上げさせていただきたいと思えます。

東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）に関する意見。

委員、入谷幸二。

「第1章、計画の目指すもの」の中に「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」という文言を明記していただきたい。

理由といたしまして、平成26年2月18日に開催された東京都子供・子育て会議第2回計画策定・推進部会に提出した意見書と重複いたしますが、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項」において、以下のように記しています。

「子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある」。

「子どもの最善の利益」については、1989年に国際連合が採択し、1994年に日本政府が批准した児童の権利に関する条約（通称「子どもの権利条約」）の第3条第1項に定められており、子どもの権利を象徴する言葉として国際社会等でも広く浸透しています。

次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指す、東京都子供・子育て支援事業支援計画の中にこそ、「子どもの最善の利益」が明記されるべきと考えます。

以上、代読させていただきました。よろしくご検討ください。

○柏女部会長 ありがとうございます。もう一つ、先ほど理念のところが出てまいりましたけれども、今回、「子供の最善の利益」という文言を、理念の中に明確に盛り込むべきではないかというご意見もございました。これもあわせてご検討いただければと思います。

もちろん、安念委員がおっしゃったように、パブリックコメントに出す文書のときまでは間に合わないかもしれませんが、それを踏まえて最終的なものをつくるときには、子供・子育て会議でもこういう意見が出たことを踏まえて、修正をするということは可能だと思いますので、ぜひ前向きに考えていただきたいというふうに思います。

大分時間が押してまいりましたけれども、何か追加がございますでしょうか。

では、榊原委員、お願いいたします。

○榊原委員 ありがとうございます。大変遅刻してきて申し訳ありません。

事前にも東京都の方からご説明をいただいていたので、それを踏まえて、この支援計画について二、三ちょっと言わせていただこうと思います。

最初に、今、入谷委員からのご指摘があった点ですけれども、実は私もその計画の理念のところを見ていて、子供の権利、子供が権利の主体であるという視点が、この中にはちょっと薄いというか、ないなということを感じていました。日本随一のコスモポリタンな大都市である東京都の計画としては、もう国際標準になっている子供が権利の主体であるという目線がないということが、内外から見えるようになってしまっているということは、もうちょっと是正していただく必要があるのではないかなというふうに思いました。

ただ、計画全体については、これまで部局にまたがり、ばらばらで運営されていたものを、このように大変な労力のもとで一つの政策として束ねていただき、一覧で私たちが見えるような計画にさせていただいたということを、まずもって評価したいというふうに思います。つまり、これがこれからの東京都の子育て支援、少子化も含めたいろいろな子供関係の対策をスタートするという土台ができたという意味で、歓迎し

たいなというふうに思います。

その上で、ちょっと中身の点で幾つかです。

例えば、事業計画の素案の27ページのところにある、ちょっと細かい話ですが、少子化の要因と背景のところでは、東京都は、国が人口減対策に乗り出す中で、その少子化を引っ張っているという意味で、全国の注目を浴びている中でもあり、この少子化の要因の分析というのは、これまで以上により精緻に行う必要がある、そういう状況になっていると思うので、あえて申し上げさせていただくわけですが、少子化の直接の要因は、未婚化・晩婚化であるというふうに書いていらっしゃるの、これはかなりの有識者と言われるような方々も、これまではこうやってきたので、間違いではないはずなんです、実は先進諸国の中では、こんなふうにはもう分析されていない。未婚か事実婚も含めた結婚しない人たちが非常に増え、かつ、結婚年齢も初産の年齢も非常に上がっているというのは先進国共通です。フランスもイギリスもスウェーデンも同じように晩婚・晩産は進んでいる。なのに、少子化ではもはやないということ踏まえれば、こういうことをいきなり冒頭から書くというのは、ちょっと見識が疑われる。もう未婚化や晩婚化のせいにして、施策というものに正面から取り組むつもりがないのではないかというような誤ったメッセージにならないためにも、ここの書きぶりというところは、ちょっと改められた方がいいのではないのかなというのが一つです。

それから、この中にいろいろな調査、データがいろいろ入れていただいています。これは今後に向けての注文というか、お願いなんですけれども、東京都ほどの優秀な専門職を多く抱えている力のある自治体でしたら、これからこういうような計画をスタートさせるにあたって、必要なニーズの調査であるとか、必要な専門的な研究であるとかということも計画立って随時行っていただきたいと思います。

国の研究が実は、子供分野だけではないのかもしれませんが、エビデンスの質と量という意味で非常に遅れている。それをむしろ東京都が補うぐらいのつもりで、専門的な研究をなさっている方、東京都にはいっぱいいらっしゃるわけですから、ぜひそういう英知を活用しながら研究をしていただきたいと思います。

例えば、37ページなどにも東京都の調査ではこうこうこうというふうにあります。じゃあ、施策を打つことで、支援を拡充することで、こういったような都民の行動が、出産動向や子育ての動向がどういうふうになるのかということを追って、必要

な政策を効果的に手直ししていくというようなところに、ぜひ反映させていっていただきたいと、そういう意味です。

それから、あと、それにちょっと連なるところではあるんですが、基本的に、この子供・子育ての新制度の実施の主体は市町村であるということを考えれば、東京都がどういう役割を担うのかということは、この計画の中にも整理していただいたように、そのバックアップの機能であるとか、もうちょっと広域でやるところの調整であるとかというような、その専門性を生かした部分だというふうに私も思います。

その上で、やはり課題の抽出、それから、進捗状況が基礎自治体の動向も含めて、どうであるのかということも随時チェックし、その5年ごとにきちっと評価し、必要であれば、東京都のほうからドライブをかけるような施策を講じていくというような、そういったサイクルも、ぜひ都道府県のレベルの取組として入れていっていただきたいなというふうに思います。

極めて個別な話ですけれども、妊娠期からの切れ目ない支援についても、東京都が動き出していただいたということも、大変感謝し評価したいというふうに思います。ちょうど、けさも何かNHKの番組でも、そのネウボラという言葉で取組が出ていたようですけれども、東京都内の自治体の中でも、今は関心を持って動き出そうとしているところが幾つかあると私も聞いておまして、ただ、そのフィンランドのやり方を、ただ、ただ、その現場に相談所をつくって保健師さんをあてがえばいいというよりも、非常にバックアップの体制や研究者の後ろからの体制とか、物すごく幾層にも体制がある中で非常な効果を発揮しているというところを、ぜひ学んだ上で、東京都が後ろからバックアップしていくような、いい取組に持って行って全国をリードしていただきたいなというふうに期待しています。ありがとうございました。

○柏女部会長 ありがとうございました。榊原委員からも、いわば評価体制、今後の評価体制のことについて言及がありました。P D C Aの特にチェックのところ、調査・研究を重要視するという視点の大切さということも出ておりましたので、これらも次年度に向けてのここの子供・子育て会議での議論の中に生かしていければというふうに思います。

また、理念について、子供の権利の行使の主体であるというところを、もう少し重視すべきではないかといった貴重なご意見もありました。また、ご検討いただければと思います。

時間も大分……。

何かございますでしょうか。はい、事務局のほうからお願いいたします。

○私学振興課長 すみません。時間が過ぎているところを事務局からで申し訳ございません。

先ほど、小山委員からご質問いただいたことで、一言述べさせていただきたいと思っております。

先ほど、保育士確保の点でいろんな施策の充実が図られる中で、幼稚園型の認定こども園とか、幼稚園とかはどうなっちゃうのかなということで、ご質問というか、少しご不安のお声をいただきました。

認定こども園につきましては、先ほど福祉保健局の事務局からも説明がありましたけれども、必要な調整については、今後一緒に検討していきたいと思っておりますが、一方、幼稚園についてはですけども、今まで幼稚園の処遇改善などの支援については、私学助成で充実をさせていただいたところなんですけども、新制度の施行後も、そこを引き続き充実をしっかり努めていきたいなというふうに思っております。一言だけ申し上げたいと思われました。失礼いたしました。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。

では、時間も過ぎてしまいましたし、まだまだご意見あるかもしれませんが、ここでの議論を一応これで閉じさせていただきたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

本当にたくさんの貴重なご意見をいただきました。まずは、その理念に関するところ、これも3点ほどご意見いただきましたので、ぜひ、ご検討をお願いしたいと思います。

それから、個別事業の課題については、計画に直接反映することは難しいかもしれませんが、ぜひ都の内部でも、今日の意見を踏まえてご検討をお願いしたいというふうに思っています。

また、計画の評価体制等についての意見、今後の評価にあたっての意見もたくさん出ましたので、これらはまた素案をぜひ考えていただいて、次年度以降の子供・子育て会議のほうに出していただければというふうに思います。

すみません。最後に私から一つだけ意見を申し上げさせていただきたいんですけど、計画の名前なんですけれども、まだ、これ仮称になっておりますが、できれば先ほど

の説明の中にも総合計画だというふうにお話がありましたし、次世代の行動計画と、それから、この事業支援計画の二つの計画をあわせておりますので、私としては東京都子供・子育て支援総合計画というような形で考えていただければいいのかなど。あるいは、もっと親しみやすい、東京都の子供をみんなで育む計画とかいうようなものでもいいのかなというふうにも思いましたので、少し名前についてはご検討をいただければというふうに思いました。

今日は、東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の素案について議論をしていきました。先ほどのお話ですと、あさってからパブリックコメントを実施して、広く都民からの意見も募集するというごさいます。今後、事務局において、今日出た意見、それから、パブリックコメントでの意見を踏まえていただいて、計画の素案を見直していただければというふうに思います。

パブリックコメントに皆様方から出していただくことも可能ですし、それから、委員の皆様方におかれましては、追加のご意見ございましたら、事務局までパブリックコメントで出すというルートも可能ですけれど、それだけではなく、メール等で直接お知らせもいただけるということですので、ぜひお寄せいただければというふうに思います。

それでは最後に、事務局から今後のスケジュールについてご説明をお願いをしたいと思います。

○計画課長 長時間にわたり、ご議論ありがとうございました。

本日いただきました意見、それから、あさってからパブリックコメントをしますけれども、都民の方からいただいた意見、これを踏まえて、文言等について、理念のところもそうですけれども、考えていきたいと思っております。

先ほど、柏女先生からもお話ありましたが、この計画の名前についても委員の皆様から、何か私はこういう名前がいいと思うんだという、そういう意見がありましたら、事務局宛てにいただけると、そういったことも考えていきたいと思っております。

今後のスケジュールですが、資料12のところに書いてありますが、全体会を3月の下旬、今のところ3月26日の16時から開催する予定であります。テーマは計画案ということで出したいと思っております。委員の皆様におかれましては、ご予約のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

本日の資料なんですけれども、資料集のファイルと次世代行動計画等の冊子につき

ましては、次回の会議でも使いますので、机の上に置いたままにさせていただきたいと思  
います。

また、本日の配付資料につきましては、このままお持ち帰りいただいても構いませ  
んが、机の上に置いたままにいただければ、後日郵送させていただきますので、よ  
ろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○柏女部会長 何か委員の皆様方からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、計画策定部会としては今回が最後という形になるかと思えます。これは計  
画策定・推進部会ですので、次年度以降は推進のところに焦点が当てられるかと思いま  
す。

部会の皆様方に、この計画策定についてたくさんのご協力をいただきましたことを、  
心より感謝を申し上げたいと思えます。

また、本委員会のほうで、網野会長のもとで、もう一度議論をすることになると思  
いますので、また忌憚のないご意見もお寄せいただければと思えます。

本日はどうもありがとうございました。

午後 9時09分閉会